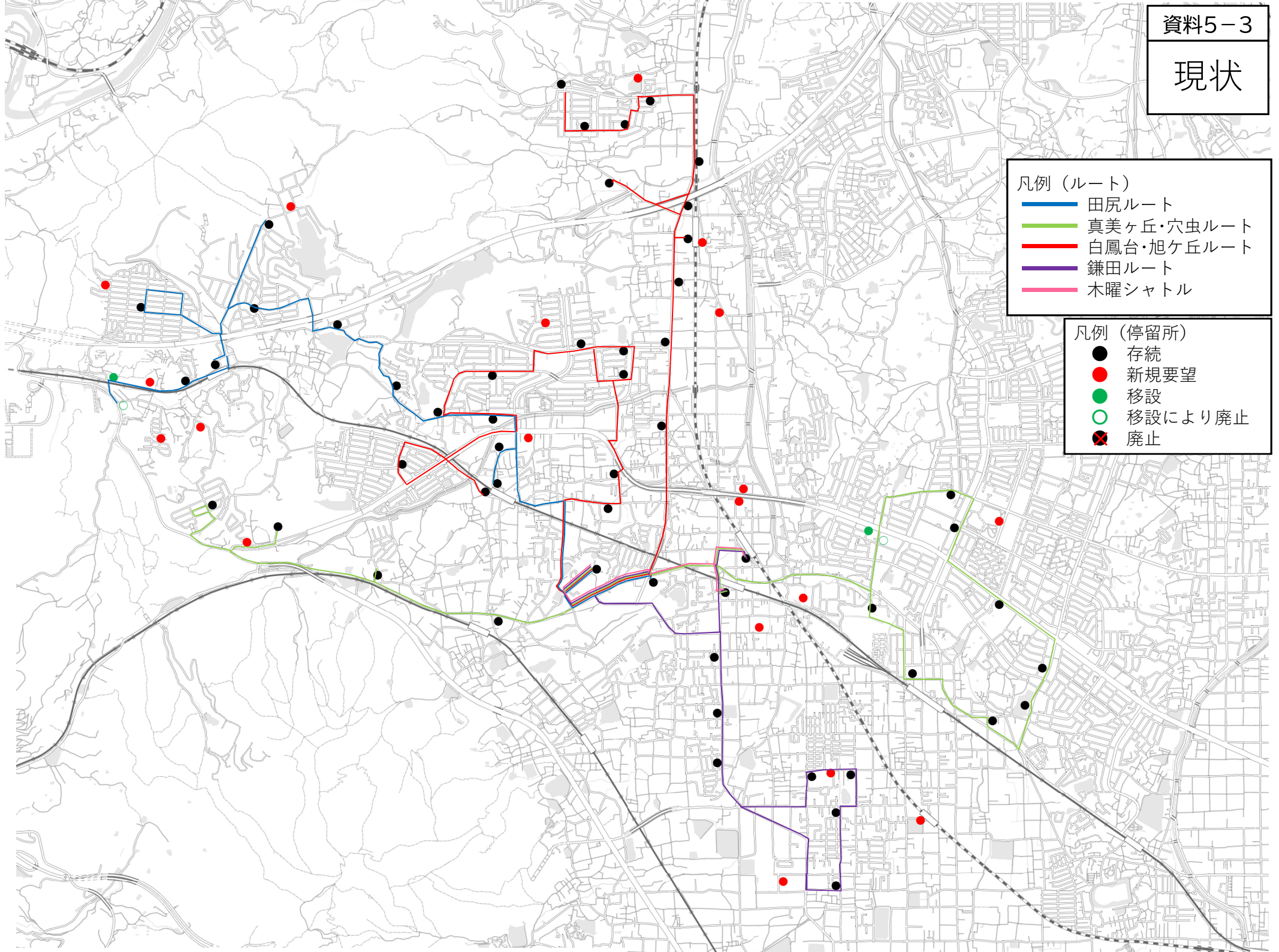


現状



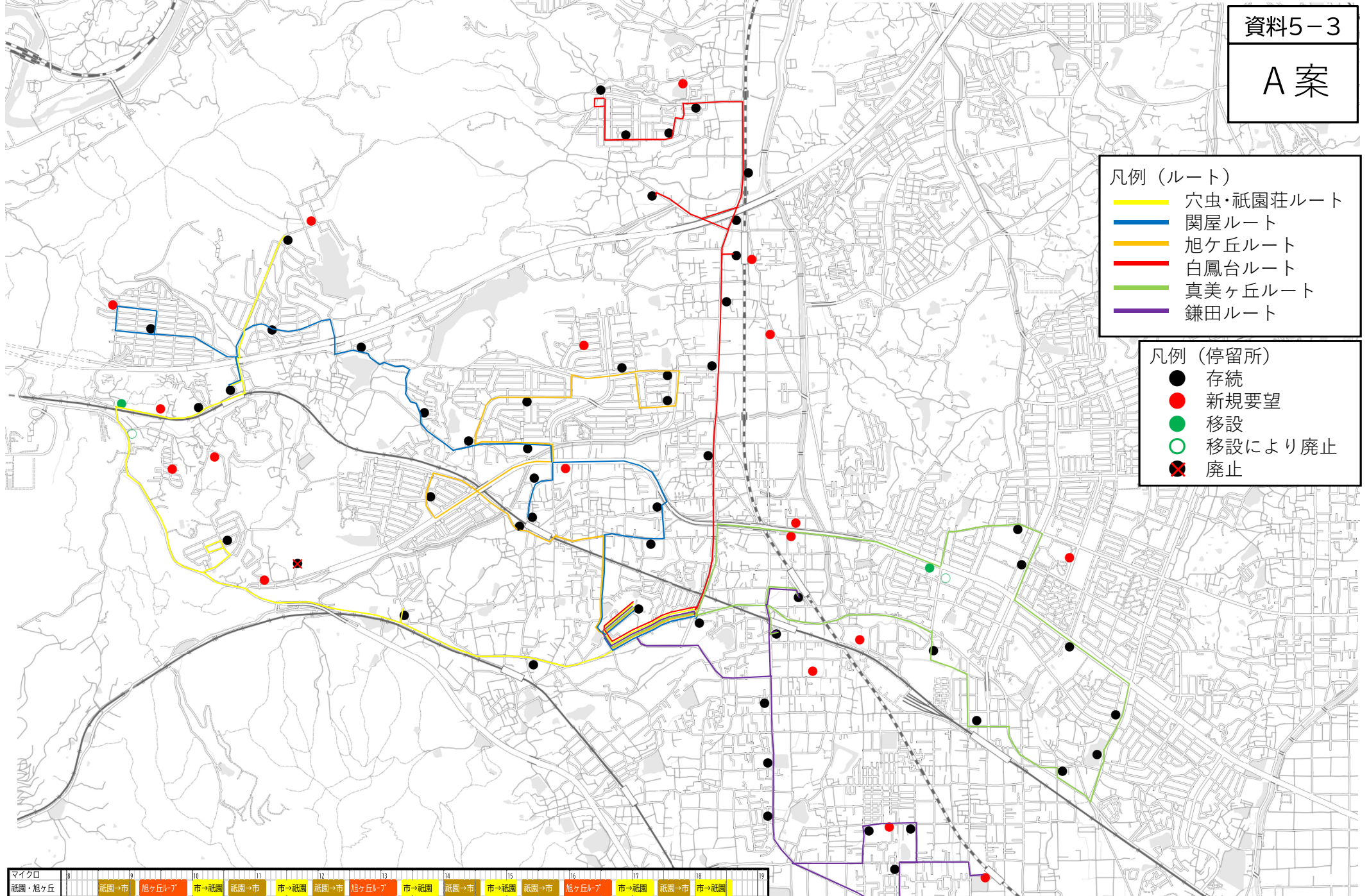
凡例 (ルート)

- 田尻ルート
- 真美ヶ丘・穴虫ルート
- 白鳳台・旭ヶ丘ルート
- 鎌田ルート
- 木曜シャトル

凡例 (停留所)

- 存続
- 新規要望
- 移設
- 移設により廃止
- ⊗ 廃止

A案



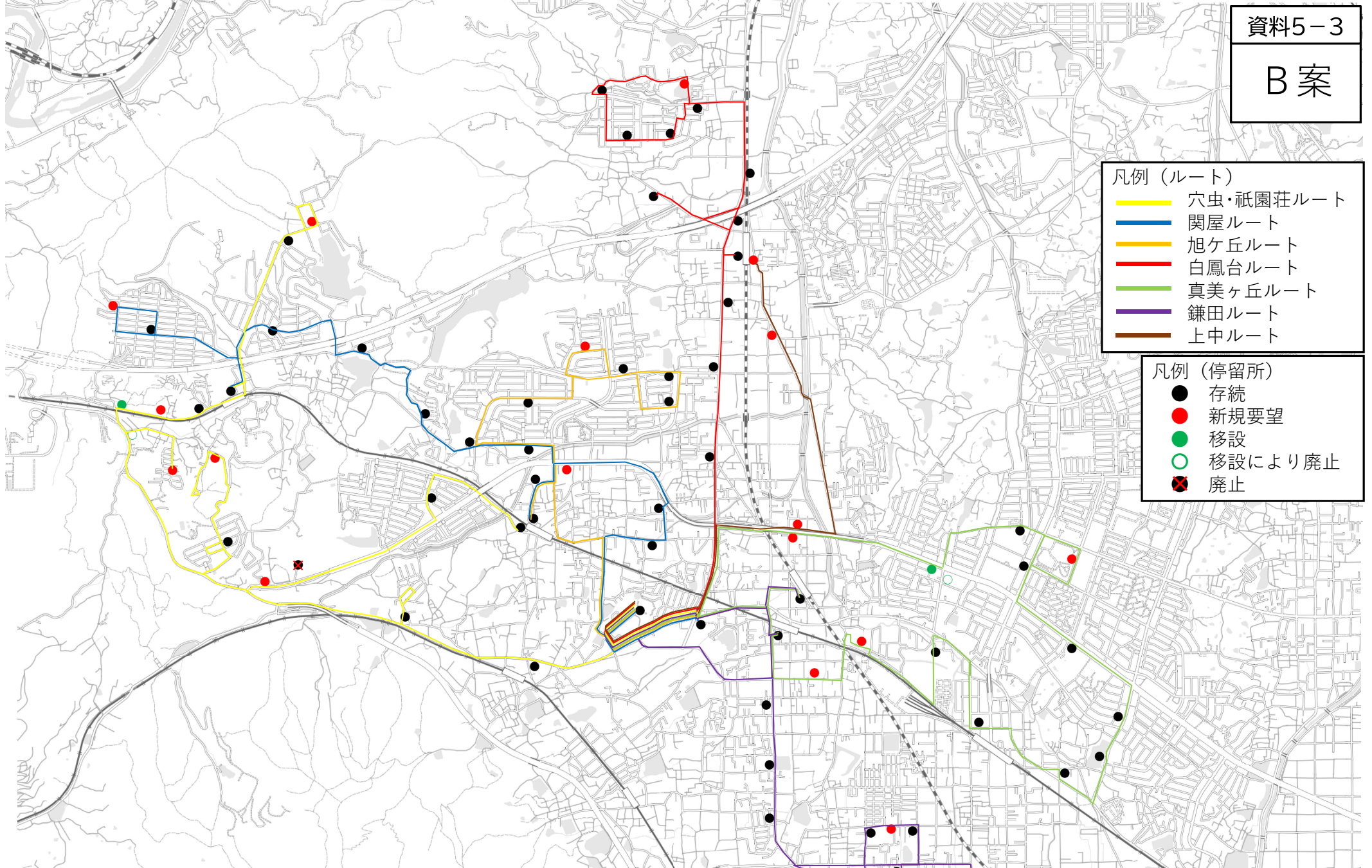
- 凡例 (ルート)
- 穴虫・祇園荘ルート
 - 関屋ルート
 - 旭ヶ丘ルート
 - 白鳳台ルート
 - 真美ヶ丘ルート
 - 鎌田ルート

- 凡例 (停留所)
- 存続
 - 新規要望
 - 移設
 - 移設により廃止
 - ⊗ 廃止

マイクロ	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
祇園→旭ヶ丘		祇園→市	旭ヶ丘ループ	市→祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市	旭ヶ丘ループ	市→祇園	祇園→市	旭ヶ丘ループ	市→祇園
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
白鳳→旭ヶ丘		白鳳→市	市→白鳳	白鳳→市	旭ヶ丘ループ	市→白鳳	白鳳→市	市→白鳳	白鳳→市	旭ヶ丘ループ	市→白鳳	白鳳→市
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
真美・鎌田		真美ループ	鎌田ループ	真美ループ	鎌田ループ	真美ループ	鎌田ループ	真美ループ	鎌田ループ	真美ループ	鎌田ループ	真美ループ
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
関屋		青葉→市	市→青葉	青葉→市	市→青葉	青葉→市	市→青葉	青葉→市	市→青葉	青葉→市	市→青葉	青葉→市

本案は市が運営する地域公共交通の運行見直しについて審議するために作成したものであり、停留所設置の地権者合意などは案作成時点において実施されていないことを予めご了承願います。

B案

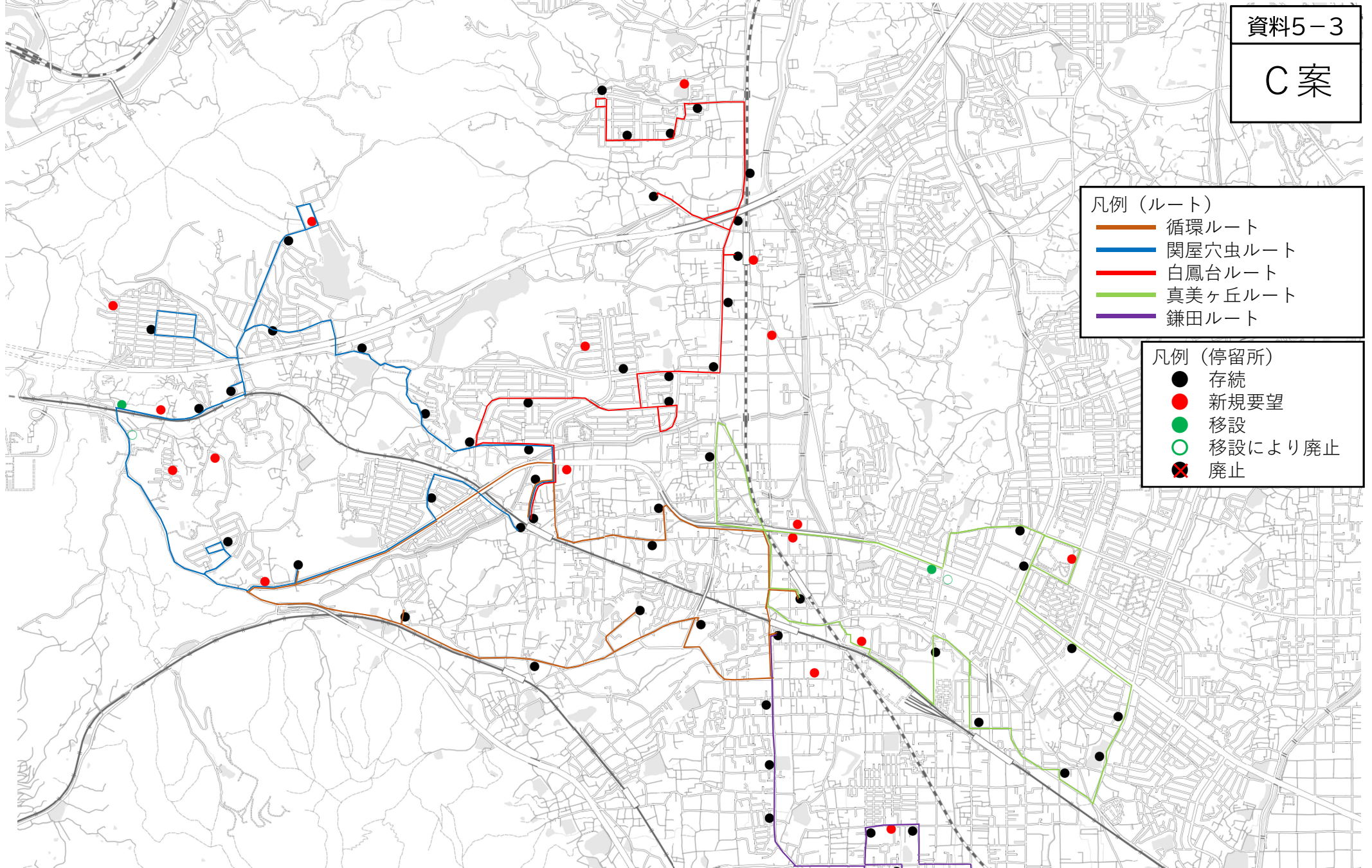


- 凡例 (ルート)
- 穴虫・祇園荘ルート
 - 関屋ルート
 - 旭ヶ丘ルート
 - 白鳳台ルート
 - 真美ヶ丘ルート
 - 鎌田ルート
 - 上中ルート

- 凡例 (停留所)
- 存続
 - 新規要望
 - 移設
 - 移設により廃止
 - ⊗ 廃止

ワゴン	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19					
祇園		祇園→市	市→祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市	市→祇園						
		30	36 41	45 50	56 1	13	16 21	25 30	36 41	45							
ワゴン	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19					
白鳳・真美		白鳳→市	真美→市	市→白鳳	白鳳→市	真美→市	市→白鳳	白鳳→市	真美→市	市→白鳳	白鳳→市	真美→市					
		30	3 8	9 14	18 23	26 31	32 37	41 46	49 54	55 0	84 89	112 117	118 123	57			
ワゴン	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19					
鎌田・上中		市→JR五	JR五→市	上中	市→JR五	JR五→市	上中	市→JR五	JR五→市	上中	真美→市	市→JR五	JR五→市	上中			
		30	3 8	43 48	33 38	11 16	51 56	41 46	19 24	59 4	49 54	55 0	33 38	13 18	3		
マイクロー	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19					
関屋・旭ヶ丘		青葉→市	旭ヶ丘→市	市→青葉	青葉→市	旭ヶ丘→市	市→青葉	青葉→市	旭ヶ丘→市	市→青葉	青葉→市	旭ヶ丘→市	市→青葉				
		30	15	1 67 57	33 38	18 23	51 56	41 46	26 31	17 12	52 57	34 39	11 15	20 13	0 5	42 47	23

本家は市が運営する地域公共交通の運行見直しについて審議するために作成したものであり、停留所設置の地権者合意などは案作成時点において実施されていないことを予めご了承願います。



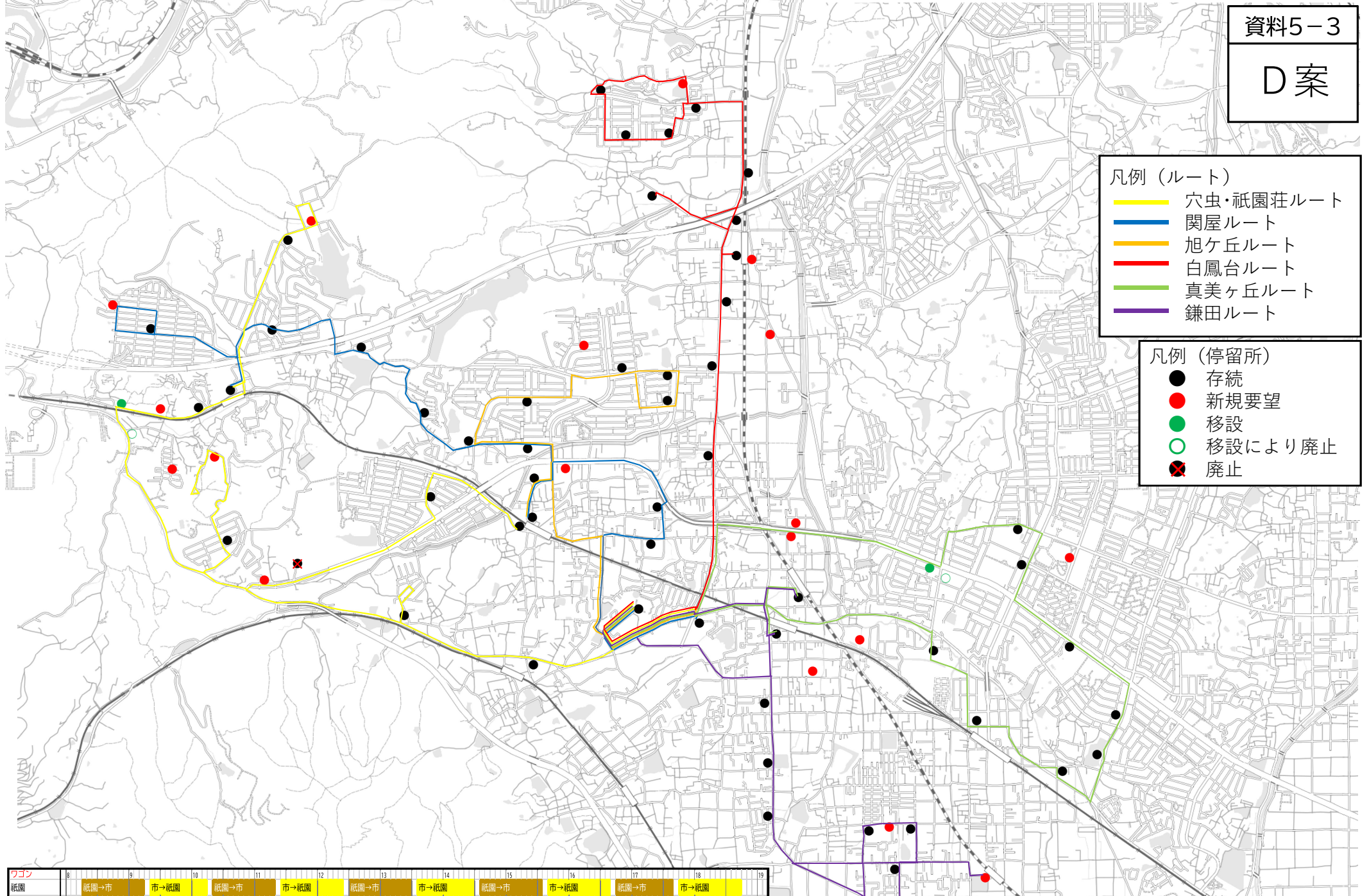
- 凡例 (ルート)
- 循環ルート
 - 関屋穴虫ルート
 - 白鳳台ルート
 - 真美ヶ丘ルート
 - 鎌田ルート

- 凡例 (停留所)
- 存続
 - 新規要望
 - 移設
 - 移設により廃止
 - ⊗ 廃止

ワゴン	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
関屋穴虫		二上(北)→二上(南)	二上(南)→二上(北)	二上(北)→二上(南)	二上(南)→二上(北)	二上(北)→二上(南)	二上(南)→二上(北)	二上(北)→二上(南)	二上(南)→二上(北)	二上(北)→二上(南)	二上(南)→二上(北)	
ワゴン	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
真美・鎌田		JR五→市	市→JR五	JR五→市	真美→ア(北回り)	市→JR五	JR五→市	真美→ア(北回り)	市→JR五	JR五→市	真美→ア(南回り)	
マイクロー	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
白鳳・真美		白鳳→二上(北)	真美→ア(南回り)	二上(北)→白鳳	白鳳→二上(北)	二上(北)→白鳳	白鳳→二上(北)	真美→ア(南回り)	二上(北)→白鳳	白鳳→二上(北)	二上(北)→白鳳	
マイクロー	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
循環		循環(北回り)	循環(南回り)	循環(北回り)	循環(南回り)	循環(北回り)	循環(南回り)	循環(北回り)	循環(南回り)	循環(北回り)	循環(南回り)	

本案は市が運営する地域公共交通の運行見直しについて審議するために作成したものであり、停留所設置の地権者合意などは案作成時点において実施されていないことを予めご了承願います。

D案



- 凡例 (ルート)
- 穴虫・祇園荘ルート
 - 関屋ルート
 - 旭ヶ丘ルート
 - 白鳳台ルート
 - 真美ヶ丘ルート
 - 鎌田ルート

- 凡例 (停留所)
- 存続
 - 新規要望
 - 移設
 - 移設により廃止
 - ⊗ 廃止

ワゴン	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市	市→祇園	祇園→市
ワゴン	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
白鳳・旭ヶ丘	白鳳→市	旭ヶ丘→市	市→白鳳	白鳳→市	旭ヶ丘→市	市→白鳳	白鳳→市	旭ヶ丘→市	市→白鳳	白鳳→市	旭ヶ丘→市
マイクロ	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
真美・鎌田	真美→市	市→JR五	JR五→市	真美→市	市→JR五	JR五→市	真美→市	市→JR五	JR五→市	真美→市	市→JR五
マイクロ	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
関屋	青葉→市	市→青葉	青葉→市	市→青葉	青葉→市	市→青葉	青葉→市	市→青葉	青葉→市	市→青葉	青葉→市

本案は市が運営する地域公共交通の運行見直しについて審議するために作成したものであり、停留所設置の地権者合意などは案作成時点において実施されていないことを予めご了承願います。